

令和4(2022)年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
調査・情報収集／投資促進等調査  
サウジアラビア若手起業家による投資促進機会発掘調査事業  
調査業務・業務委託先の公募について

2023年1月4日  
一般財団法人中東協力センター

一般財団法人 中東協力センター（以下、「JCCME」という。）は、サウジアラビア若手起業家による投資促進機会発掘調査事業を実施するにあたり、下記要領にて本事業に係る業務委託先を公募します。

## 1. 事業概要

(1) 事業名： サウジアラビア若手起業家による投資促進機会発掘調査事業

(2) 調査期間： 2023年2月13日～2023年2月17日（予定）

(3) 使用言語： 英語

(4) 委託する業務

別添1「委託業務の内容」の通り

(5) 委託契約期間

契約締結日～2023年3月31日（予定）

(6) 招聘目的・背景

日本・サウジアラビア Vision 2030 の一環として、サウジ側より提案のあった「日本とサウジアラビア両国の若手起業家人材交流による政策提言プログラム（Future Shapers Initiative Program）」に関し、2018年より検討を重ねてきた結果、今般、サウジの若手起業家を招聘し、投資促進機会発掘調査を実施するに至った。

サウジ側カウンターパートは、プリンセス・アルアヌード慈善財団(Princess Al-Anoud Foundation)を母体とする Al-Anood Center for Youth Development（通称：Warif）で、主たる活動内容は若者の能力開発・向上である。

今般の調査では、日本の学術機関や民間企業との人材交流・講義等を通じ、若手起業家能力開発のための機会提供、人材育成、ネットワーク形成支援を目的とした投資機会発掘調査を実施する。

## 2. 応募資格

- (1) 日本法人（登記法人）であること。
- (2) 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令遵守・金銭管理面で適切な管理能力を備えていること。
- (3) 受託業者は、受託事業社員もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第三者等が知りえた秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう本件業務に関わる関係者に対し、指導・管理責任を有すること。
- (4) 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29 会課第1号）別表第1および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (5) 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

### ① 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### ② 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行うこと。
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行うこと。
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行うこと。
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行うこと。

### ③ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

### 3. 応募書類

※下記(1)～(4)の応募書類はいずれも A4 サイズとし、(4)を除いて様式は自由。

#### (1) 実施計画書（実施計画書には以下①～④の内容を記載ください。）

##### ① 実施内容

- ・ 調査プログラムの概要
- ・ 今般のプログラムを通じて達成が見込まれる目標、または理解促進・調査目的に対する貢献が期待される効果

##### ② スケジュール案

- ・ 調査プログラムの具体的スケジュール案

##### ③ 事業の概算費用

- ・ 次の費目内において、必要費用の積算根拠を明示した費用明細（内訳）を提出ください。

費目	細目／対象となる費用内容
A. 人件費	
B. 旅費	航空運賃、国内交通費、渡航関連費用
C. 保険料	海外旅行傷害保険料
D. 滞在費	日本国内における業務宿泊費
E. 車両借上費	調査実施時のバス備車料、駐車料金、有料道路利用料など
F. 諸謝金	講師謝金
G. 通訳翻訳費	視察・講義時の通訳料、テキスト・資料等翻訳料
H. 通信運搬費	調査用資料、消耗品等の運搬費用
I. 通訳翻訳費	視察・講義時の通訳料
J. 会場費	外部施設利用料（プロジェクター、スクリーン、マイクなど映像音響機器・機材等のレンタル料含む）
K. 会議費	開講式・閉講式、意見交換会等の茶菓代等
L. 資料購入費	テキスト・教材・資料購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるものに限る）
M. 消耗品費	資料コピー代、写真プリント代、文具用品購入品等
N. 印刷製本費	調査用資料、報告書作成等に係る印刷・製本費用
O. 委託費	一部業務の外部委託費用
P. その他経費	施設見学費、租税公課等
Q. 管理費	

④ 実施体制

- ・ 業務総括者を含む業務従事者の氏名、部署名・役職名、役割分担（業務内容）を一覧表で明記してください。
- ・ 上記実施体制には、本件問い合わせ先となる担当者の氏名、部署名、メールアドレス、電話番号を含めてください。
- ・ 一部業務の再委託を希望する場合は、次の（ア）～（オ）の項目を提示してください。
  - （ア） 再委託する事業者名
  - （イ） 所在地（住所）
  - （ウ） 契約金額（税込）
  - （エ） 再委託先の選定理由
  - （オ） 再委託する業務内容の詳細
- ・ 再委託の対象となりえる業務は、本体業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務に限ります。
- ・ 再委託の認否については、提出された内容に基づき、合理性を勘案した上で決定します。

(2) 応募者の概要がわかるもの

- ・ 会社概要、業務実施における事業者の特筆すべき知見・知識・経験等。

(3) 類似業務の実施実績

- ・ 過去に携わった類似業務の実績があれば提示ください。（年度、内容、向け先）

(4) 暴力団排除に関する誓約書

- ・ 「別添2」に必要事項を記入・押印し、提出ください。

#### 4. 応募書類の提出方法と提出期限

##### (1) 提出方法：

Word、Excel、PowerPoint、PDF のいずれかの形式とし、パスワード付きの圧縮ファイル(Zip 等)にて、後述のメールアドレス宛に添付・提出ください。

##### (2) 提出期限：

2023年1月18日（水）15時必着分までとします。

#### 5. 評価基準

##### (1) 以下項目を勘案し、総合的に応募者を評価します。

- ・ 提案内容（調査プログラム、調査テーマ）の充実度および有益性
- ・ 提案金額とその内訳、経費構成の妥当性
- ・ 類似業務の実施実績
- ・ コンプライアンス対応

※ 評価は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて問い合わせや追加書類の提出を求めることがあります。

#### 6. 選定結果の通知

- ・ 2023年1月中旬を目途に JCCME ウェブサイト上（以下 URL）に掲載します。  
<https://www.jccme.or.jp/15/15-00.html>

#### 7. 応募書類の提出先および応募に関する問い合わせ先

一般財団法人中東協力センター 事業グループ 1

担当： 小野：ono@jccme.or.jp

相子（あいこ）：aiko@jccme.or.jp

#### 8. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された書類は無効とします。
- (2) 公募参加資格の無い企業／法人の提出書類等は無効とします。
- (3) 提出された書類等は返却しません。
- (4) 本事業の応募に関し、製作・準備等に係る全ての費用は応募者負担とします。
- (5) 選定結果に関する問い合わせは不可とします。
- (6) 本件手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限ります。

以上

## 別添 1

### 委託業務の内容

#### I. 投資促進機会発掘調査業務全般に関する事項

(★印の事項については、必要な場合のみ)

- (1) 調査業務実施に必要な経費の見積もりおよび精算処理
- (2) JCCME やその他関係機関との密接な連絡・調整
- (3) 調査事業全般のモニタリング
- (4) 調査員へのアンケート実施・集計・コメント回収
- (5) 調査員の報告書作成に対する指導、助言
- (6) 調査員からの報告書回収

#### II. 視察実施に関する事項

- (1) 調査員の事業分野・ニーズに即した視察先選定（学術研究機関、民間企業等）
- (2) 上記(1)における面談、講義、視察手配に係る各種調整（国内ロジ手配含む）
- (3) 調査の記録写真撮影および JCCME への提供
- (4) 視察先・講演先との調整
- ★ (5) 視察先・講演先からの原稿・資料等の取り付け
- (6) 上記(4)の資料等利用許諾範囲の確認および JCCME への報告
- (7) 視察先・講演先への同行
- (8) 視察先・講演先への目的概要、訪問者情報、スケジュール、手配内容等の連絡

#### III. 調査報告会開催に関する事項

- (1) 報告会・修了式開催に必要な各種調整・準備
- (2) 報告会・修了式における司会進行
- (3) 記録写真撮影と JCCME への提供

#### IV. 事後整理

- (1) 業務完了報告書の作成・提出
- (2) 経費精算報告書の作成・提出

※ 上記(1)の事業完了報告書については、各調査員から提出される報告書と合わせ、総ページ数 200 ページ程度とする。

以上

別添2

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又は誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所

社名（または団体名）および代表者名

印